

平成22年第2回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成22年6月8日(火曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原 深雪君
3番 島田 政典君	4番 井脇 昌美君
5番 木村 明雄君	6番 川上 初太郎君
7番 熊澤 芳潔君	8番 高橋 幸雄君
9番 矢野 利恵子君	10番 谷口 二郎君
11番 後藤 次雄君	12番 大久保 優君
13番 高道 洋子君	14番 菊地 一將君
15番 吉田 敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津 勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎 隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部 正則君
足寄町代表監査委員	川村 浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中 幸壽君
総務課長	大塚 博正君
福祉課長	堀井 昭治君
住民課長	櫻井 光雄君
経済課長	渡辺 俊一君
建設課長	南岡 雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬 邦彦君
会計管理者	渡邊 義一君
農業委員会事務局長	長南 和彦君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤 和弘君
教育次長	鈴木 泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本 昌弘君
事務局次長	西東 文雄君
総務担当主査	山田 弘幸君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 5 >
- 日程第 4 報告第 8 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 5 報告第 9 号 議会運営委員会所管事務調査報告について< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 6 陳情第 1 号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書(文教厚生常任委員会)< P 7 >
- 日程第 7 行政報告(町長・教育委員長)< P 7 ~ P 13 >
- 日程第 8 報告承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 22 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)〕< P 13 ~ P 15 >
- 日程第 9 報告第 10 号 繰越明許費繰越計算書について< P 15 ~ P 16 >
- 日程第 10 報告第 11 号 繰越明許費繰越計算書について< P 16 >
- 日程第 11 議案第 56 号 公平委員会委員の選任について< P 16 ~ P 17 >
- 日程第 12 議案第 57 号 足寄町中学校屋体改築建築主体工事請負契約について< P 17 >
- 日程第 13 議案第 58 号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について< P 17 ~ P 18 >
- 日程第 14 議案第 59 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について< P 18 ~ P 19 >
- 日程第 15 議案第 60 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について< P 19 ~ P 20 >
- 日程第 16 議案第 61 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について< P 20 ~ P 21 >
- 日程第 17 議案第 62 号 足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例< P 21 ~ P 22 >
- 日程第 18 議案第 63 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例< P 22 ~ 25 P >
- 日程第 19 議案第 64 号 足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例< P 25 ~ P 33 >
- 日程第 20 議案第 65 号 足寄町介護サービス事業特別会計条例の一部を改正する条例< P 33 >
- 日程第 21 議案第 66 号 足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例< P 33 ~ P 34 >
- 日程第 22 意見書案第 2 号 2011 年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元など教育予算の確保を求める意見書< P 34 ~ P 35 >
- 日程第 23 意見書案第 3 号 「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書< P 35 ~ P 36 >
- 日程第 24 意見書案第 4 号 持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書< P 36 ~ P 38 >
- 日程第 25 意見書案第 5 号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書

< P 3 8 ~ P 3 9 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成22年第2回足寄町議会定例会を開会いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に表彰状の伝達を行います。

去る6月3日の北海道町村議会議長会第61回定例総会におきまして、足寄町議会議員、吉田敏男議員が町村議会議長として7年以上在職したのものとして、また、谷口議員、矢野議員、吉田議員が町村議会議員として15年以上在職したのものとして表彰されましたので、ここで伝達をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時05分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、3番島田政典君、4番井脇昌美君を指名いたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日6月7日に開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月8日から6月18日までの11日間とし、このうち、9日から15日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日6月8日は、議長の諸般の報告の後、総務産業常任委員会、議会運営委員会から所管事務調査報告を受けます。

次に、平成22年第1回定例会本会議で文教厚生常任委員会に付託いたしました陳情第1号の審査報告を受け、審議いたします。

次に、町長、教育委員長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第4号を即決で審議した後、報告第10号、報告第11号の報告を受けます。

次に、議案第56号から議案第66号までを即決で審議いたします。

次に、意見書案第2号を文教厚生常任委員会に、意見書案第4号を総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。意見書案第3号と意見書案第5号は即決で審議いたします。

なお、議案第67号から議案第72号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

16日は、一般質問などを行います。

17日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議をいたし皆様に御報告をいたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月18日までの11日間に決定いたしました。

なお、11日間のうち、9日から15日までの7日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

諸般の報告

議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

報告第8号

議長(吉田敏男君) 日程第4 報告第8号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりでございます。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

報告第9号

議長(吉田敏男君) 日程第5 報告第9号議会運営委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 6ページの総括で

下から3行目から「遠軽町で採用している一般質問における一問一答方式、足寄町においても傍聴者に対して簡潔でわかりやすい一問一答方式の導入について検討を加えることが必要と考える」と、これはどういうところから。私は、今まで足寄町でやっている一般質問のやり方、2時間使えるということで、そのやり方に別に何の不満もないし、いいと思っているわけですが、なぜこの一問一答方式ということがいいというふうに出てきたのか、それをお尋ねしたいと思います。

議長(吉田敏男君) 委員長、答弁。

議会運営委員会委員長(井脇昌美君) 矢野議員の質問にお答えいたしたいと思いません。

今回、この4町を視察研修させていただきました中で、代表的な町としての遠軽町さんは一問一答方式を取り入れているという、ここにあらわし方をしたんですけど、昨年度、一昨年度、先進地の道南・道央地方等とも視察研修したところ、一問一答方式を取り入れている町は非常に多い。なぜ多いかということはこちらにもあらわしていただいているとおり、傍聴者にも、一問一答ということは、区切りを持った中で、質問といただく答えとの接点が非常に明確であるということ。今回、4町の中で遠軽町さんをあらわさせていただきましたが、各道央・道南等の先進地の視察の中でも非常にこれが有効、特に傍聴者にも明確でわかりやすいと。

また、一般質問をされる方も、一つの区切りの中で、焦点を絞って密度のある政策論争を交わせるという利点の中で、今回このようなあらわし方と、今後、検討を加えていきたいという考えを持ったところでございます。

議長(吉田敏男君) 9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 一問一答方式とは、要するに制限されるということですよ。足寄町の場合は、質問を何回しかできないだとか、会派をつくっていて、会派で質問しなければならないとか、そういう制限がな

くて、とても民主的なやり方をしているんだと。このやり方にするに当たっては、昔の議員の人たちがとても苦労して2時間できるというのを決めてきた。足寄町はとても民主的なところなんだということで、自慢の一つが2時間もできるというやり方。もっとも2時間を使う人というのはそれほどいるわけではないけれども、十分な意見の交換ができるということが足寄町のよさなんだというふうに私も理解していた。それをわざわざこのように後退させることはないんじゃないかなと。

これに対して、一問一答方式というのは、時間の制限だとか回数制限とか、そういうことはどのように考えてこれを出してきたのかを聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 委員長、答弁。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） お答えいたしたいと思います。

今、矢野議員のおっしゃる足寄町議会としての長い一つの事例というものも、もちろん今日までそれに倣って一般質問に対して用いてきたわけですが、苦労して2時間という表現も質問の中でなされましたけど、時間的な制約そのものは考えておりません。その中で、ぼやけた焦点が特にここ一、二年、質疑の中で非常に苦労されていると。それよりもむしろきっちりと一問一答の中で質問され、答弁をもらい、その中で質問をされるという密度を考えるべきではなかろうかと。そのことが、くどいようですけど、傍聴者にもはっきり、何の質問を今現在されていて、どのような答えをいただいたのかということも、一つ一つの節目を持ってやはり取り入れるべきだなと。これも、改革特別委員会も今同時に進行しているわけですけど、その中の大きな改革の一端にも入るのかなと、そのような考えで検討しているところでもございます。

そのようなことで、このことは決定ということでないにしても、今後検討する中で、何とかその辺の各議員さんにおいての御理解も

承りたいと思います。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 理解はできないんですけれども、やはり一問に対して答えは一つしかない。そうしたら、話が進まないんじゃないか、それで終わりかと。そういうふうな表現がこの一問一答方式ということなので、やはりそここのところは先人がちゃんと考えて2時間というふうにやってきた。ほかのところは、一般質問にしても3回までしかできないという規制があったりしている中で、足寄町は昔の議員さんたちがここまで苦労してやったということを踏まえた上で、一問一答方式についてはやはり慎重に考えるべきだと思います。

議長（吉田敏男君） 委員長、答弁。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） お答えいたします。

今、矢野議員さんのイメージも決して否定するものではないんですけど、少しでも簡素で。

また、一質問すると一答えで終わってしまうというお話をされましたけど、そうではないわけです。その中で、提案・提言をきっちり再度その質問に対して答弁をいただくということに対しては、120分という時間的な制約の中で大いに、何度でもその一問に対しての再質問は可能なわけですから、その辺を御理解していただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） ほかに質疑。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今に関連してなんですけど、矢野議員は、今までの一般質問のあり方と一問一答方式のあり方を理解していないと思います。具体的に説明を求めたほうが良いと思います。

議長（吉田敏男君） 今、大久保委員からお話がありましたように、矢野さんの理解がちょっと違ったところがありますので、その辺も含めて、委員長のほうから再度御答弁いただきたいと思います。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） お答えいたします。

矢野議員さんの今おっしゃった、ある一定の期間というのを経過した中で、制約の120分という中で、従来どおりでいいんじゃないかと。それがあある意味においては足寄の一般質問のあり方としてむしろよかったのではないかという御質問に対して、私はくどいようですけど、再質問は明確に焦点が合っていないと。それよりも狭めた中で、質問一つ一つに論争を交わす。焦点が非常にぼやけているだけに、一問一答方式の導入というのが、答弁者側においても、また傍聴者側においても明確でないのかということが、決定ではないんですけど、考えられているところであるということなんです。

そういうことで、御理解を賜りたいと思います。

議長（吉田敏男君） ここで、休憩をさせていただきます。

午前10時22分 休憩

午前10時28分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

陳情第1号

議長（吉田敏男君） 日程第6 陳情第1号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、趣旨については妥当と認めるもので、趣旨採択です。

これで、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、陳情第1号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書の件を採決します。

本件に対する委員長の報告、趣旨採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書の件は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第7 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

議長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、7件の行政報告を申し上げます。

まず、1点目でございますが、新型インフルエンザ対策本部の解散についてでございます。

本年5月21日をもって新型インフルエンザ対策本部を解散いたしましたので、経過等について御報告を申し上げます

新型インフルエンザは、昨年4月12日にメキシコでの発生が確認され、昨年5月9日に日本において初の感染者が確認された後、急速に全国的な感染拡大が始まりました。

当町においては、町内での感染拡大と被害

を最小にとどめるため、昨年5月22日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、これまで1年間にわたり、国の指針や足寄町新型インフルエンザ対策行動計画に基づいた各種対策を講じてまいりました。

この間、町内医療機関の御協力を得ながら、感染予防や集団感染の拡大防止に向けて集団生活の場となる学校等の関係者や住民に対してマスク着用、手洗い、消毒、うがいの励行等を中心とする指導や啓発を行ってまいりましたが、昨年8月11日に初めての町内感染者が確認され、9月の連休時期には、行楽に伴う町民移動などにより集団生活の場を中心とした感染拡大が起きました。

10月中旬には新規感染者が週に100人を超える時期もありましたが、学校等での休業を初めとした感染拡大予防対策が功を奏し、冬季休業期間を境に小康状態となり、2月9日に発生以降は新たな感染者の確認がされておられません。

これまで、町内で新型インフルエンザの感染が確認された住民は462人で、全町民の5.8%の罹患率にあり、ワクチン接種済み者は1,411人で、全町民の17.9%の接種率となっております。

また、感染された住民の方々において特に重篤症状に至った方の報告はなく、おおむね軽症で全快されたものと安堵しております。

現在、国においては新型インフルエンザ流行の鎮静化傾向が示唆され、町内においても、最終感染確認者の発生以降3カ月以上が経過し、5月の大型連休時期を過ぎた現在、町内での流行状況はなく鎮静化しており、新型インフルエンザ対策行動計画の第4段階、終息期に当たると確認されます。

以上の状況から、新型インフルエンザの感染拡大は終結状態にあると判断し、平成22年5月21日をもって足寄町新型インフルエンザ対策本部を解散することといたしました。

町内の新型インフルエンザ感染被害が比較的軽微な傾向にとどまったことは、これまで

長期間にわたっての感染予防啓発等に対する町内医療機関の絶大な御協力と迅速な医療提供、また集団生活の場となる学校関係者等による感染予防啓発と指導や休業等への御協力、各事業所や各御家庭等における対応や御協力、そして議員各位の御協力のたまものと深く感謝し、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今後、季節の推移等により新型インフルエンザが再流行する可能性も十分に懸念されることから、改めて手洗い、消毒やうがい等の感染予防対策に万全の備えを期されることをお願いするとともに、福祉課を中心として町内医療機関・教育機関等の協力を得ながらこれまでの対応等の検証を行い、今後に向けた各種感染症に対する効果的な対策を練っていく所存でございます。

なお、別紙によりこれまでの感染者発生状況等の資料を添付しておりますので、御参照願います。

今後においても、各種感染症等の発生等に対しては迅速な行動に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、新型インフルエンザ対策本部の解散に関する報告といたします。

次に、マイマイガ対策について報告をいたします。

マイマイガ発生から3年目を迎え、本年も大量に発生すると予想されることから、別紙「マイマイガ対策実施要領」を5月17日開催の足寄町自治会連合会総会において説明し、了承を得て決定させていただいたところであります。

対策の基本的な考え方については、全町民が協力して被害防止対策を講ずるというもので、各家庭には自宅や物置などを隣接者と協働して駆除することを、自治会には住民周知の徹底及び地域内の公園や施設、高齢者住宅の駆除支援等をお願いし、行政（役場その他機関）は飛来防止対策や公共施設、街路灯の卵塊除去など高圧洗浄機の貸出も含めて全町的な駆除支援に当たることとしております。

現在、幼虫期における駆除について個人や自治会ぐるみで展開されておりますが、今後成虫化し飛来する場合に備えて、各自治会に街路灯の消灯要望について取りまとめをお願いしているところであります。

また、終息後における卵塊除去については、大量の卵塊が付着している電話電柱は北海道電力並びにNTTへ要請し、街路灯及び公共施設等は町が除去する方向で調整しているところであります。

以上であります。各個人及び自治会、行政の役割分担のもと、協働のまちづくりの一環として町民の御理解と御協力を切にお願いするところであります。

なお、自治会からの要請等についての対応窓口は、住民課住民室に統一させていただきました。各個人からの要望等は隣接住民等とのトラブル発生の要因となることが懸念されますことから、まずは自治会と相談していただき、地域で対応できない場合は当窓口にて御相談していただき、対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今回の対策で万全ではありませんが、マイマイガの大量発生は3年から4年で終息に向かうと言われておりますので、町民並びに議員の皆様の御理解をお願いし、報告とさせていただきます。

次に、十勝市町村税滞納整理機構についてでございます。

十勝市町村税滞納整理機構における平成21年度の実績が取りまとめられましたので、御報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案422件、滞納額3億6,349万3,000円の引き継ぎに対して、収納額は8,768万7,000円、収納率は24.12%の実績となっております。

次に、本町が十勝市町村税滞納整理機構に引き継ぎしました事案は9件、滞納額593万6,000円となっており、延滞金を含めた収納額は164万1,000円、本税収納率は25.64%の実績となっております。

経済不況などを背景に雇用環境の悪化などの影響も受け、収納額、収納率、いずれも前年実績を下回っております。

また、事前予告通知による効果額は730万9,000円で、収納実績額と合わせた総額は895万円となっており、本町が負担する分担金110万8,000円を差し引いた費用対効果額は784万2,000円の実績となっております。

発足から3年間の本町の引き継ぎ件数は延べ31件、滞納額3,993万9,000円を引き継ぎしまして、延滞金を含めた収納額は1,359万6,000円、本税収納率は33.54%の実績となっております。

なお、平成22年度においては、継続事案4件を含む11件、滞納税額686万4,000円を引き継ぎしているところであります。

今後において、十勝市町村税滞納整理機構との連携を密にするとともに、本町職員の自力執行による収納対策を図っていく所存ですので、議員の皆様を初め町民各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、口蹄疫に係る防疫対策について報告を申し上げます。

平成22年4月20日に宮崎県で家畜伝染病・口蹄疫の疑似患畜が確認されました。その後、県内での感染拡大が続き、今日まで200例以上もの疑似患畜が発生する未曾有の被害をもたらしております。これに対し、宮崎県では「口蹄疫非常事態宣言」を発し、現在、国を初めあらゆる関係機関が一丸となって感染拡大を阻止するとともに、早期撲滅のため、徹底的な感染防止対策に取り組んでいるところでありますが、残念ながら、いまだ終息するに至っておりません。

口蹄疫は国内において10年前にも発生しており、十勝管内においても同時期に発生を経験していることから、管内各市町村とも発生直後からいち早く農業団体を初め関係機関が中心となって防疫に努めるとともに、侵入

防止対策を構築しているところであります。

口蹄疫は非常に伝染力が強く、今のところ感染経路が解明されるに至っておりませんが、口蹄疫ウイルスの侵入を未然に防止する観点から、町、農業協同組合、十勝農業改良普及センター、十勝農業共済組合等をメンバーとする足寄町家畜伝染病自衛防疫対策協議会が中心となって、この間、畜産農家に対する啓発・啓蒙対策を初めとし、消石灰剤の配布、新聞折り込みチラシによる町民への周知を実施しております。

また、町といたしましても、役場庁舎等主要な公共施設に消毒用マットを設置し来訪者の協力を仰ぐとともに、畜産農家を訪問する町職員に消毒用噴霧器を携行させ消毒の徹底を図るなど、可能な限りの防疫対策に努めているところであります。

このような状況の中、全道各地で予定されていた農業関係団体がかかわる各種イベントが中止されるなど、本町においても、3年ぶりの開催となることから期待された「足寄ふるさと花まつり」を初めとし、各種イベントが次々に中止されている現状から、町内経済に与える影響は非常に大きく、残念な結果ととらえているところであり、余り過剰な反応にも注意をしなければならぬと考えております。

今後におきましても、正確な情報の収集・発信並びに防疫対策に努めるとともに、無用な風評被害を招かないよう、関係機関が一丸となって迅速かつ的確な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご御理解と御支援をお願い申し上げます、報告いたします。

次に、オフセット・クレジット（J-VER）制度における森林づくりパートナーズ基本協定の交付金についての件でございます。

平成22年第1回定例会において行政報告しておりましたオフセット・クレジット（J-VER）制度における平成21年度交付金の配分額が確定いたしましたので、報告いたします。

森林バイオマス吸収量活用推進協議会は、平成21年4月21日の音楽家の坂本龍一さんを代表とする団体モア・トゥリーズとの協定を初めとして、平成22年3月30日の帯広市の株式会社伊豆倉組との協定まで、合計5社との森林づくりパートナーズ基本協定を締結いたしました。

平成21年度の協賛金・寄附金につきましては、各協定先から森林バイオマス吸収量活用推進協議会へ平成22年3月までに入金終了し、協賛金・寄附金の総額は1,726万425円となり、足寄町へ配分される交付金は381万円となりました。

平成22年3月には、環境省へ申請しておりましたJ-VER約5,200クレジットが森林バイオマス吸収量活用推進協議会へ発行されており、各協定先へ560クレジットを移転しております。

足寄町への交付金381万円につきましては、平成22年第1回定例会において制定いたしました二酸化炭素吸収及び削減活用基金に積み立てすることとし、本定例会に補正予算を提案させていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます、報告いたします。

次に、土地区画整理事業に係る訴訟等の現状について報告いたします。

平成22年4月22日、札幌高等裁判所第3民事部において言い渡された、控訴人、丸山公嗣氏外2名に係る仮換地指定処分等取消請求控訴事件の判決内容につきましては、第3回足寄町議会臨時会で行政報告させていただいたところでありますが、同控訴人は、札幌高等裁判所の判決に対して、不服を理由に、訴訟代理人弁護士を通じて、平成22年5月5日付で同裁判所に上告受理申し立て及び上告の提起を行い、同裁判所から5月20日付で通知書が郵送され、同月21日付で受理いたしました。

今後におきましては、上記各通知書の理由書が到着次第、委任弁護士との協議を踏まえ、これまで同様、適正な対応を通じて行政

処分の正当性を主張してまいりますので、引き続きの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、利別川改修工事に伴う豊栄橋かけかえについて報告を申し上げます。

豊栄橋かけかえについては、足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会調査により、平成21年第3回定例会において、かけかえ箇所を国道242号線（郊南）につながるルートとする報告を賜りました以降、工事計画年次及び費用負担等につきまして北海道と協議を行ってまいりました。

このたび、利別川広域河川改修事業（利別川中流地区）附帯豊栄橋架け替え工事に関する附帯工事の設計及び実施計画に伴い、北海道と基本協定書及び細部協定書を締結する運びとなりましたので、内容について御報告を申し上げます。

附帯工事の設計及び実施計画につきましては、次のとおりであります。

平成22年度は、橋梁予備設計、地質調査。平成23年度、橋梁詳細設計。平成24年度、下部工施工。平成25年度、下部工施工・上部工製作。平成26年度、上部工架設。平成27年度、上部工架設、旧橋解体、取り付け道路工となっております、工事・委託概算総額約13億円、これは事務費を除くということでございます。この13億円に対する負担につきましては、河川管理者である北海道の負担は約58%相当額、道路管理者である足寄町は約42%相当額の予定であります。

各年度の費用負担額につきましては、毎年度の仕様書及び設計書による工事費負担割合等を定めた細部協定書を毎年度締結し、各年度末までに清算払いとの取り扱いになります。

今年度は、概算測量試験費（橋梁予備設計、地質調査、事務費）2,061万2,000円に対し、北海道の負担金額が1,193万3,000円、足寄町負担金額867万9,

000円でありますことから、今定例会に歳出補正予算を提案させていただきました。

なお、細部協定書については、入札執行残及び設計変更により、負担金額の変更の都度、同協定書の変更手続をとることになっております。

今後において、負担金額の変更が生じた場合には、補正予算での対応をお願いしたいと考えております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長星崎隆雄君。

教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告2点について報告を申し上げます。

まず1点目、足寄高等学校の現状と存続に向けた取り組みについて御報告申し上げます。

北海道教育委員会は、平成18年8月に策定いたしました新たな高校教育に関する指針で、1学級定員は40人が基準であることを示しておりますが、足寄高等学校は平成22年度において1学年が42名となったことから、2学級が確保されております。

こうした中で、国においては、公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度を制定しておりますが、これらの施策については、保護者の経済的な負担が軽減されることから、通学費を負担してでも都市部の高校に進学を希望する生徒の増加等により、地元高校への入学者が激減することも考えられます。

このような状況下において、本年4月22日には、十勝町村会においても6町村（鹿追町、大樹町、上士幌町、新得町、足寄町、更別村）の首長が、公立高校の授業料無償化等に伴う配置計画基準の弾力的な運用について、北海道教育委員会、民主党北海道総支部連合会等に対して要請活動を実施しておりま

す。

要請内容は、授業料無償化等による影響の実態調査と分析を行うとともに、地域の教育の崩壊を招くことのないよう、急激に入学者が減少した公立高校に対しては、これまでのように、配置計画の基準に沿って性急に学級減や地域キャンパス校への移行措置をとらないこととし、地元自治体や当該高校が入学人数の回復に向けた魅力ある高校づくりに取り組むために、一定の猶予期間を設けるよう強く要望するものとなっております。

4月27日には平成22年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、公立高等学校配置計画の考え方及び十勝学区の現状及び課題について、十勝管内市町村の首長、教育長、学校長、PTA会長等の意見交換がなされ、小規模校の存続等についての要望が北海道教育委員会に出されております。

今年度は、足寄高等学校の二間口は確保されており、北海道教育委員会が6月1日に公表した平成23年度から25年度の公立高等学校配置計画案では、引続き二間口維持となっております。

本町の中学卒業生数の推移を見たとき、厳しい状況が続いており、このことから、平成21年度から通学費の負担軽減や魅力ある学校づくりのために、既存の足寄高等学校通学費等補助金や足寄高等学校振興会補助金について上積みした補助や新たな補助を実施し、大幅な補助金の増額を実施してきております。

その内容といたしましては、公共交通機関を利用し通学する生徒は他の補助制度による補助を除き全額補助、市街地に下宿をする生徒への補助は月額限度額3万円、入学時における費用として3万円、見学旅行補助として3万円の補助の実施をしております。

足寄高等学校振興会については、生徒や保護者が足寄高校に対しさらに魅力を感じることができるよう、進学合宿や夏期・冬期進学講習、進学指導用書籍購入等、模擬試験・検

定、卒業生講話、学校案内「キャンパスライフ」作成、「九州大学・足寄高校」高大連携進学座談会開催等における経費支援のため、平成21年度からも引き続き町補助金増額を図っております。

また、教育委員会の取り組みといたしまして、足寄高等学校のPRを足寄中学校保護者及び生徒に向けてと陸別中学校等へ実施しております。

足寄高等学校の存続に向け、保護者の負担軽減や特色ある学校づくりのために考えられるあらゆる取り組みを進め、足寄高校を存続させる会とともに、引き続き存続に向けた支援・協力をしてまいりますので、町議会の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

2点目に、新国際交流員の招聘について御報告申し上げます。

町民の国際理解の推進や姉妹都市との交流促進を図るため、外国青年招聘に関する要綱に基づき、本町の姉妹都市でありますカナダ・アルバータ州ウェタスキウイン市の協力のもと、平成4年度から国際交流員を招聘し、本町の国際交流の進展に大いに貢献されているところであります。

現在の第8代国際交流員リア・パー氏につきましては、平成17年9月に着任以来、小中学校での国際理解教育や英語教育の推進のほか、学校外でも小学校や保育園児を対象とした子ども英語クラブ「ペピー・キッズ」の実施や町のイベントへの参加等で活躍していただいておりますが、現雇用契約が満了する本年8月末をもって帰国するとの回答を受けたことから、後任としてウェタスキウイン・足寄友好協会から推薦を受けた、同市出身で子供たちを対象とした事業のスタッフとして従事、及びスポーツの指導やボランティアの経験が豊富なエバン・ブーイ氏(22歳・男性)を招聘することといたしました。

国際交流員の交代後も、引き続き学校における英語教育や国際理解教育の推進及び地域における国際交流の促進をより一層図ってま

いりたいと思いますので、町議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。11時15分再開といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時16分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

報告承認第4号

議長（吉田敏男君） 日程第8 報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて〔平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）〕の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

専決処分書。平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございます。平成21年度歳入が歳出に対して不足をする見込みとなったことにより、地方自治体法施行令第166条の2の規定に基づき、予算の補正をする必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容について申し上げますので、2ページをお開き願います。平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別

会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,461万7,000円とするものでございます。

歳出から補正の内容につきまして申し上げますので、5ページをお開きのほどお願いいたします。下段でございます。歳出、繰り上げ充用金、繰り上げ充用金、補償補てん及び賠償金、平成21年度収入不足額の補てんとして353万7,000円を計上いたしました。その要因としましては、平成21年11月18日から平成21年12月20日、建物収去・土地明け渡し請求事件に伴います建物収去工事に要した費用でございまして、また釧路地方裁判所帯広支部による執行費用確定額に基づき債務者に対して請求してまいりましたが、平成21年会計年度内において弁償金が未納の状況であり赤字決算となるため、平成22年度予算から繰り上げ充用し補てんするものであります。

歳入について御説明申し上げます。諸収入、雑入、納付金、弁償金滞納繰越分、建物収去代替執行弁償金といたしまして、歳出同額の353万7,000円を計上いたしました。

以上、専決処分いたしました平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

5ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 債務者に対して請求したら、未納のためということなんですけれども、つまり、繰越明許費としてことしの

分にも上げるということは、これをまたさらにことしも、強制執行された人に対してこのお金を払いなさいよと請求していくというたぐいのものですか。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 今後につきましては、催告書の送付を行い、本人の支払いの意思の確認に入ります。期限は6月30日までと設定させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 本人の支払いの意思を確認するということですが、もし支払うとよ言った場合と、支払わないよと言った場合は、対応はどのように違ってくるのか、お聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 催告書の送付に伴い、本人の支払いの意思がありますというような意思表示があった場合につきましては、支払いについての協議に入ります。例えば、納金の方法とかそういう部分の協議に入ります。それから、支払いの意思がないとなった場合につきましては、民事訴訟法第383条等によりまして、釧路地方裁判所帯広支部に対して支払い督促の申し立ての процедуруを予定してございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 督促の申し立てをして、その結果どういうふうになっていくのかを知りたいんですけど。要するに、それでも支払わなければ、何かほかに持っているものを差し押さえるよとか、そういうことになっていくということですか。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 例えば、6月いっぱい支払いの意思がない、はっきり言えば御返答がないといった場合については、裁判所を通しての支払い督促の程序に入り、裁判所によって所定の、財産の開示の程序と

か、それから強制執行の準備ということに入ることになってございます。それも、あくまでも本人様の御意思によって手続が変わってくるということになります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これについては、繰越明許費になる前のときにも、こんなふうな争いをしてはいけないということで反対したわけですが、やはり同じ理由から、嫌がっている町民を無理やりどかして、そしてそのお金を払えということは、人間としてちょっとまずいのではないかなという気がするので、冷たいようなこういう処分の方について反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 賛成討論。

今、提起されているように、これはもう従来から議会でも何回も議論をされているし、そして、今の提案も法的にもきちっとしたことで提案しているわけですから、あとは裁判所の判断なわけですからね、そこをやっぱりちゃんと考えていかんきゃならんと思いますんで、私はこの提案については賛成します。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、報告承認第4号専決処分の承認

を求めることについて〔平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）〕の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて〔平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

報告第10号

議長（吉田敏男君） 日程第9 報告第10号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました報告第10号繰越明許費繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます

繰越明許費につきましては、予算計上議決いただきました集会施設改修事業と、7ページに別紙としまして計算書を添付させていただいておりますが、それぞれ事業費の額が確定いたしましたので報告するものでございます。

翌年度への繰越額は、19事業で合計で12億1,962万2,000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 7ページの商工費、多目的観光施設整備事業の2,200万円ですが、この多目的観光施設というのは旧駅の形をしていて、そしてその中に足形の公募があって、北側の駐車場のところにつくるものですね。ここはバスの待合室にも使えるということだったんだけど、そういうものはそんな遠くにやらないで、あの施設内につくったらどうだという意見もあったわけですね。そういう意見については町として聞いていたのかなど。

そして、その場所はわざわざ駐車場を狭くすることはない、あそこは車どめにしてもらったほうがずっと使いやすかった、そういう意見もあることですから、そのことについて今後も配慮してくれるということはないのかもしれないけど、やはり配慮してもらいたいなということがあるわけです。今回、この予算が繰越明許費となっていったとしても、その場所についても町民の人ともうちょっと話をして、変更するというふうなことは可能なかどうか、お尋ねします。

議長（吉田敏男君） 副町長 答弁。

副町長（田中幸壽君） この場で議論をすることが正しいのかどうかは別にいたしましても、この予算についてはもう既に予算議決をいただいていることであって、内容等々についても予算説明資料でも明らかにしております。

今、質問された部分で若干お答えすれば、道の駅の周辺整備事業を今実施中でありまして、10月以降になろうかと思っておりますけども、建物本体を全面改修します。そういった部分では、観光協会ですとかあそこにある店舗部門がすべて、一時的には工事のために立ち退かなきゃいけないといったことで、今年度におきましては、多目的観光施設を利用して、そこに観光協会が引っ越しをし、それからバスの待合所等々もそこに一時引っ越しをしてといったことで利用するというところで、

今後におきましては、今、足並み会のお話も議員はされていましたが、そういったことも含めて今年度中に一定の整理をして、多目的観光施設とし有効利用を図ってまいりたいということで考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 私が聞きたいのは、もっと町民が使いやすいように、駐車場の真ん中に持って行くのではなくて、駅に併設して、要するに駅とつながっていけるような形でつくるとか、そういうような変更は可能かどうかをお聞きしているんですけど。

議長（吉田敏男君） 副町長 答弁。

副町長（田中幸壽君） 予算議決の段階で一定の説明を申し上げていると申し上げました。場所についても、交通広場の中央分離帯のところにつくるといったことで、場所も明示をしていると思います。そういった部分で、現時点での変更というのはいかならないということでお答え申し上げたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

報告第11号

議長（吉田敏男君） 日程第10 報告第11号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました報告第11号繰越明許費繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したの

で、地方自治法施行令第146条第1項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上、議決いただきました区画道路2本に伴います計算書を右側に添付させていただいておりますが、事業費の繰越額が確定いたしましたので報告するものでございます。

翌年度への繰越額は1,431万1,000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

議案第56号

議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第56号公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第56号公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案を申し上げる方につきましては、足寄郡足寄町旭町3丁目36番地、伊勢隆雄氏、平成9年9月26日生れでございます。

提案理由につきましては、平成22年7月8日をもって任期満了となるものでございます。

伊勢氏につきましては、現在、公平委員ということで御活躍いただいているわけでありまして、再任ということで提案をさせて

いただくものでございます。

なお、伊勢氏の略歴、職歴、公職歴等につきましては記載のとおりでございますので、説明省略をさせていただきます。

御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第56号公平委員会委員の選任についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第56号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

議案第57号

議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第57号足寄中学校屋体改築建築主体工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第57号足寄中学校屋体改築建築主体工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年5月24日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した足寄中学校屋体改築建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的でございますが、足寄中学校屋体改築建築主体工事。契約の方法につきましては指名競争入札による契約でございます。契約の金額は2億7,195万円でございます。契約の相手方は、足寄郡足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組代表取締役菅原智美でございます。工期でございますけれども、平成23年2月18日としてございます。

11ページから13ページにかけて、位置図、平面図、立面図等を添付してございますので、御参照願いたいと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第57号足寄中学校屋体改築建築主体工事請負契約についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第57号足寄中学校屋体改築建築主体工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第58号

議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第58号北海道市町村備荒資金組合規約の変更

についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第58号北海道市町村備荒資金組規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組規約を次のとおり変更するものでございます。

本規約の変更につきましては、北海道の支庁制度改革に伴いまして、本年4月1日より支庁といたしまして総合振興局及び振興局に改められました。これに伴いまして規約を変更する必要が生じ、構成市町村の議決を求められているものでございまして、提案するものでございます。

変更内容について申し上げます。

北海道市町村備荒資金組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村備荒資金組規約の一部を次のように変更する。第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局」及び「北海道振興局」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照願いたいと存じます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第58号北海道市町村備荒資金組規約の変更についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第58号北海道市町村備荒資金組規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第59号

議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第59号北海道市町村職員退職手当組規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第59号北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更するものでございます。

本規約の変更につきましては、北海道の支庁制度改革に伴いまして、本年4月1日から支庁として総合振興局及び振興局に改められました。これに伴いまして規約を変更する必要が生じ、構成市町村の議決を求められているものでございます。

変更内容について申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を次のように変更する。第5条の表中「各支

庁」を「北海道総合振興局」及び「北海道振興局」に改める。

別表中「石狩支庁管内」を「石狩管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島管内」に、「桧山支庁管内」を「檜山管内」に、支庁の管内の改正とあわせて、今までの俗字がありました桧山の「桧」を正しい「檜」にかえるという、あわせての改正でございます。次に、後志支庁管内を「後志管内」に、「空知支庁管内」を「空知管内」に、「上川支庁管内」を「上川管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク管内」に名称をかえるものでございます。次に、「胆振支庁管内」を「胆振管内」に、「日高支庁管内」を「日高管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路管内」に、「根室支庁管内」を「根室管内」に、「桧山」を「檜山」に改め、「網走」を「オホーツク」に改めるものでございます。

次に、別表の「空知管内」の項中「幌加内町」を削り、同表「上川管内」の項中「占冠村」の下に「幌加内町」を加え、同表「留萌管内」の項中「幌延町」を削り、同表「宗谷管内」の項中「枝幸町」の下に「幌延町」を加え、一部事務組合「石狩」の項中「石狩西部広域水道企業団」を削り、「留萌」の項中「西天北5町衛生施設組合」を削り、「宗谷」の項中「利尻島国民健康保険病院組合」の下に「西天北5町衛生施設組合」を加え、「札幌」の項中「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の下に「石狩西部広域水道企業団」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、16ページ、17ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第59号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第59号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第60号

議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第60号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第60号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものでございます。

本規約の変更につきましては、北海道の支庁制度改革に伴いまして、本年4月1日から

支庁として総合振興局及び振興局に改められました。これに伴いまして規約を変更する必要が生じ、構成市町村の議決を求められているものでございます。

変更内容について申し上げます。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を次のように変更する。第6条第1項中「各支庁管内町村会長」を「各地区町村会長」に改め、同条第2項中「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」に改める。第7条第2項中「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に改める。

別表第1中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「檜山支庁」を「檜山振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「空知支庁（35）」、「これは支庁管内の構成町村の数でございます。以下、同じでございますが、「空知支庁（35）」を「空知総合振興局（34）」に改め、「幌加内町」を削り、「上川支庁（30）」を「上川総合振興局（31）」に、「鷹栖町」を「幌加内町鷹栖町」に、「留萌支庁（13）」を「留萌振興局（11）」に改め、「幌延町」及び「西天北5町衛生組合」を削り、「宗谷支庁（15）」を「宗谷総合振興局（17）」に、「猿払村」を「幌延町猿払村」に改め、「利尻島国民健康保険病院組合」の次に「西天北5町衛生施設組合」を加え、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「日高支庁」を「日高振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、19ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願いたいと思います。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第60号北海道市町村総合事務組合格約の変更についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第60号北海道市町村総合事務組合格約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第61号

議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第61号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第61号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定によ

り、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものでございます。

本規約の変更につきましては、北海道の支庁制度改革に伴いまして、本年4月1日から支庁として総合振興局及び振興局に改められました。これに伴いまして規約を変更する必要が生じ、構成市町村の議決を求められているものでございます。

変更内容について申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。別表第2中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に、「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、右側に新旧対照表を添付してございますので、参照願いたいと存じます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はござい

ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第61号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。昼食のため、1時再開といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第62号

議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第62号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第62号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働

者の福祉に関する法律の一部改正及び人事院規則の一部改正によりまして、3歳に満たない子のある職員が当該子の養育のために請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外をさせてはならないこととなりました。このことから、本町もこれに準じて改正をするものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。第8条の2中第4項を第5項とし、第2項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加えるものでございます。

新しく加えます第2項でございますが、任命権者は3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く、以下同じ）をさせてはならないとするものであります。

同条第3項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く）」を削り、第4項中「前2項」を「第1項及び前項に」、第5項中「前3項」を「前4項」に改める。

これらの改正につきましては、新しく第2項を加えた関係によりまして条項整理の結果、適用する条項を改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、第1項で、この条例は平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行するとしてございます。

第2項では、経過措置といたしまして、この条例の施行の日以後の日を、時間外勤務の制限開始日とする改正後の足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項

及び第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても規則で定めるところによりこれらの請求を行うことができるとするものでありまして、6月30日施行で7月1日から時間外をさせないこととする場合について、職員からの申し出等の準備行為等のための適用措置でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、22ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照願いたいと思えます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第62号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第63号

議長（吉田敏男君） 日程第18 議案第63号職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第63号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正でございますが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、本町もこれに準じて改正するものでございます。

主な内容でございますけれども、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができることとする改正、並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理となっております。また、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、最初の育児休業した後3カ月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする改正となっております。

また、もう一点でございますが、子の出生後一定の期間内、57日間でありますけれども、育児休業を取得した職員については、特別な事情がない場合であっても、再度の育児休業をすることができることとする改正の内容となっております。

改正の内容について、条文の説明に入らせていただきます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

この改正でございますけれども、内容といたしましては、職員の配偶者の就業の有無や

育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正、並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございます。

次に、追加する第2条の2でございますけれども、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間といたしまして、第2条の2が追加されております。育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して57日間とするものであります。この関係につきましては、当該子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業した職員は、特別の事情がなくとも再度の育児休業をすることができるようになり、その期間を57日間とする規定を追加するものでございます。

次に、第3条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する前」に、「同号」を「同条」に改める。この改正につきましては、第5条の改正に伴います規定の整理でございます。

次に、同条第4号中「当該育児休業した職員の配偶者（当該子の親である者に限る）が3カ月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3カ月以上の期間を経過したこと（当該育児休業した職員）」に、「請求の際、両親が当該方法」を「承認の請求の際、育児休業」に改めると。この部分の改正内容の趣旨でございますけれども、夫婦が交互に育児休業等したかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画書を提出して、最初の育児休業した後3カ月以上経過した場合、再度の育児休業をすることができることとする改正でございます。

次に、同条第5号中「再度の」を削るといたしまして、この改正につきましては、子の出生の日から一定期間内、57日間ありますが、最初の育児休業した職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができるよう育児休業法が改正された

ことによりまして、「再度の」という字句を削るものでございます。

次に、第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。この改正につきましては、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由には当たらないこととする改正でございます。

次に、第9条中、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。この改正につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正、並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理でございます。

次に、第10条第1号中「育児短時間勤務」の次に「育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ」を加え、第13条第2号を第13条第1号に改め、同条第4号中、第13条第3号を第13条第2号に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親である者に限る）が3カ月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3カ月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際、両親が当該方法」を「承認の請求の際、育児短時間勤務」に改めるとするものでございますけれども、この内容につきましては、第13条の改正に伴いましての規定の整理でございます。また、夫婦が交互に育児休業等したかどうかにかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児短時間勤務をした後3カ月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、育児短時間勤務をすることができることとする改正でございます。

次に、第13条中、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。この改正の中身でございますけれども、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由には当たらないこととする改正でございます。

次に、第20条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ）」を加えることといたしまして、部分休業を明確にしているものでございます。

右側に移りますけれども、附則といたしまして、施行期日でございますけれども、この条例は平成22年6月30日から施行するものでございまして、経過措置としまして、第2項で、この条例の施行日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第10条第5号の規定により、職員が申し出た計画は、同日以後はそれぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第10条第5号の規定により、職員が申し出た計画とみなすというものでございまして、これも施行期日以前に準備行為といたしまして、休暇をとる場合等の計画書の作成の経過措置の適用条文でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、24ページ、25ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はござい

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第63号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第63号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第64号

議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第64号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第64号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

土地開発基金で保有しておりました旧ふるさと銀河線用地等を一般会計にて買い戻しを行う予算を、本定例会に計上させていただいております。この代金相当額につきましては、この後、その資金をもって先行取得するという案件がただいまのところ生じてございませんので、基金の額を減じる改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきまして申し上げます。

足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

足寄町土地開発基金条例の一部を次のように改正する。第2条第1項中「2億1,971万1,000円」を「1億7,812万8,000円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) ただいま提案になってございます土地開発基金条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

まず、私は失念していることもありますんで、その辺も踏まえてひとつお答えをいただきたいと存じます。

まず、今回の一部改正条例の提案理由の説明の中で、内容はわかりました。そこで、過般にもそういう経過があったことを記憶してございますけども、基金条例のこの場合の提案の該当条文はどれをもって提案されているのか、その辺をちょっとお示ししていただきたいと思っております。

質疑の趣旨、わかりますか。今回提案されている改正条例案については、基金条例の何条に該当して提案されているのか、

この条例は、私が議員になる4年前の46年に制定されておりまして、その間、それぞれに改正をされていた経過は承知しておりますが、今回の提案について、その辺についても失念した経過もございまして、改めて御答弁を賜りたいと。

次に、基金条例について一定の運用規定がございすよね。提案時点の現段階で、この基金台帳における総額は幾らなのか。総額はここに示している2億1,971万1,000円ということだというふうに認識しておりますが、その内容について。

今、私どもの手元にある監査委員の調書によると、定期預金で4月末現在で1,155万9,354円、これは明らかになっていきますね。この差額が土地としてあるのか、あるいは、まだ監査委員の調書にないわけだから現金ではございませんし、あとは一般論で言う土地、つまり不動産なのかなど。財産台帳にはそのように記載されているのかなという、こういう経過で認識するのが妥当かなと思っています。

この問題、今から30年ぐらい前でしたでしょうか、土地開発基金の運用のあり方に縛りがあるんですよね。土地開発公社と土地開発基金とは全く一緒なものであって、土地開発基金というのは、執行権者が自由裁量権を持って運用できるという利点があるわけでございますね。土地を収用される、つまり買収される過程については、関係法令の節税制限、つまり土地拡大に関する法律で権限があるという一定の法律がございましたが、現状では土地開発公社は現政権になってからなくしてございますので、残るのは土地開発基金だけなわけですよね。

三十数年前でしたでしょうかね、この縛りがあるということは基金台帳に伴う財産が必要になってくるんですよ。年数が相当前ですので開陳してもよろしいかと思えますけれども、かつて山手通りの関係で、物証問題で、これは保証人もつくことは事実なんですけどね、保証人は対価が必要なんですよね、土地台帳との絡みの中で公金なものですから。そういう経過で、私は好ましくないんでないですかと。つまり、保証はしたけど、物件は何もないんですよ、用売したけど。そういうことはあり得ないんですよね。そんな経過もございました。

そういうことから踏まえますと、今回、基金条例の該当条文は、どこによってこういう提案されているのか、私はちょっと失念をしておりますね。過去にもこういうことがあったように、私はちょっと記憶は定かでないですけど承知しておりますが、その辺につ

いてどうなっているのか、現状が。

通常、土地開発基金の資産台帳を見るというのは、議会ももちろん決算審査等についても見ることはできるんですけど、一般的に監査委員ですよ。相当年数、30年以上そのことを承知していなく、議会の中でオープンになったときに、一定の条例案を踏まえて審議をさせていただいているということが私における現状ですので、この辺も踏まえてひとつ御答弁をしていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） まず、私のほうから、基金の状況等につきましてお答えを申し上げます。

現在、提案させていただいております基金条例の改正の額、2億1,971万1,000円を1億7,812万8,000円に減ずるというものでございますけれども、19年度末で保有していた額が2億1,971万1,000円のこの条例改正のもととなっている額でございます。そこから、議員仰せのと通りの基金で積んでいる場合の利息ですとか、それから用地を売り払う際の管理手数料的なものを上乗せして一般会計が買い戻すという仕組みで、基金条例を運用しております。

そういったことで、19年度スタートが2億1,971万1,000円ということで、その中にふるさと銀河線の跡用地とそれから庁舎の、今舗装になっていない部分があるんですが、庁舎建設用地として取得したときの基金で所有していた土地等がございまして、そういったもろもろの財産と利息等を含めまして2億1,900万があったということでございまして、これが、利息と、さらに21年度末に至りましては現金で1,155万9,354円保有してございます。それと、今申し上げました役場庁舎用地2,260.82平方メートル、それから銀河線用地等々で、不動産といたしましての取得したときの価格として2億850万1,850円がお金換算での資産所有というふうになってございまして、合計いたしまして2億2,006万1,204

円が21年3月31日の基金の状況ということになってございます。

ここから、今回補正予算でこれから御審議いただきますけれども、駅前周辺で基金で取得した土地を一般会計で買い戻すと。あとは事業等々で買い戻すということになりまして、その土地の価格と補正予算等で組ませていただいた価格を引きまして、先ほど言いました現金が1,165万5,501円と、それから不動産が買い戻して減りますので、庁舎用地分だけが残るという感じになりますので、その土地が1億6,647万1,630円の資産価値ということで、合計いたしまして圧縮後の基金の保有というのは1億7,812万7,131円になるということで、条例改正の1億7,812万8,000円まで圧縮していくということで、今回条例改正をお願いするということでございます。

なお、先ほど、当座、先行取得の見込みがないということで申し上げましたが、1,100万程度まだ現金保有でございますので、緊急の場合の先行取得というような事情が生じれば、この範囲内であれば取得可能なのかなという状況でございます。

以上が、そういった基金での今の保有現状の説明とさせていただきます。

それと、条例の圧縮をかける根拠条文はどこにあるのかということでございますが、第2条で基金の額というものを定めておりますけれども、これは過去からもですが、先行取得する案件ごとに一般会計から繰り入れて取得をしたり、そういったことで増減させてきているという経過がございまして、適正なといえますか、現在基金として最低限保有していれば可能であろうという額ということで圧縮しているというような状況でございます。

以上が私のほうからでございまして、町長の方から、基金の状況についての考え方がありますが、とりあえず第1回の答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 先ほどの一千百六十

何万のとりあえず現金の関係ですけどね、いつの末とおっしゃいましたか。私は、監査委員の調書の4月末を標準にしているんですが、符合しないので、残額は現金かなんかであるのか。監査委員調書は定期預金に切りかえしているんですよ、ずっと調書を精査いたしますと。その差額がちょっと数字が合わないなど。それは歳計現金かなんかでお持ちになっているのかどうかね、その数字の符合しない分はどうなっているのかね。

それともう一点、今、基金条例第2条で総額を示すようになっていきます。現行条例は御案内のとおり、改正前の2億1,971万1,000円、これは当たり前のもの。私は失念している部分があるものですから、担当課長に御説明いただきたい一番のポイントは、資産全体がありますよと、それを今回4,220万でしたか、そういうものを減じて、今提案されている改正の第2条に基づく差額を改正するんだという趣旨はわかりますけども、そういうように手続行為なのかなということに私は疑念を持っているんですよ、この種の基金ということからいきますと。

ただいまの総務課長の答弁の中では、資産台帳の中身も私なりにもちろん承知しておりまして、今の役場庁舎の寄附金、前に受けた分の役場庁舎敷地の取得でこれを使ったことももちろん承知しておりますんで。先に向けて考えたとき、土地開発基金ということの必要性からかんがみたとき、総務課長の答弁では、今の数字が符合しないことは別といたしましても、コンクリートになっている監査委員の示した調書の1,155万9,354円、これは定期預金ですから方法はいろいろありましようけど、そのことについては自由に対応できますよと。

御案内のとおり、土地開発基金の土地というのは、くい打ちとかそういうものについては一般会計で、本当の資産だけ基金借り入れということが原則ですからね。だから、そういうことからいって、将来的に見たときに、昭和46年につくったとき、あるいは土地開

発公社をつくって先行取得をしたときと今と全く時代が違うんですね。そういうことを踏まえたときに、第1回目の質疑の中で申し上げましたように、土地開発公社と土地開発基金の違いはやはり執行権者がスムーズに対応できると、議会は関係なく機敏に対応できるところにこの土地開発基金の制度的な意味合いを持つんですね。

そういう意味からいくと、時代背景も含めて、当時の物価交渉の昭和40年から50年にかけての状況というのは、本来の都市計画そのものが、プランニングそのものにきちっと執行できるがための土地取得に使う意味合いを持ったんですね。今は全くそうじゃないんじゃないのかなという思いをしているんですよ。

そうすると、私はもう少しはっきり言わせていただければ、土地開発公社は別の問題ですけど、言ってみれば土地開発基金はすべて足寄町の財産ですよ。しかし、土地開発基金条例を設けて土地開発基金の資産とするということの意味合いの線引きはあるんですよ。全く線引きしないなら意味を持たないんですよ、線引きがあるんですよ。

ただ、今の駅前周辺の関係の中で、町有地でなくて、土地開発基金用地ということになりますれば、同じ足寄町長の名義であったとしても、それは事業展開上のものがありまして、今回、委員会おける一定のレクチャーによりますと、なかなかそういかなかった経過もあったように聞いておりましたね、目的はちょっと違ったかなと、もくろみが少し狂ったなという思いはしています。

そういうことからいくと、今残っている分の役場庁舎の駐車場になっているところ、そのことも含めたり、それから、総務課長がさっき言った千百万ぐらいあればそれで対応できるかなという意味もよくわからないんですけどね。借金含めて、そのぐらいの額で対応できるのかなという意味もわからんし、もしそういう予見するようなことがあるとすれば、あえて減額措置しなくても、今持ってい

る資産をすべて、駅周辺もすべて使い切る。それから、今、役場庁舎の資産もみんなそういうことになっている。その時点でこの開発基金条例を廃止して、すべてなくすという方法もあってしかるべきでないかなと、私はそう思うんですよ。

一つには、土地開発基金条例が理事者の専権にゆだねられていることはそのとおりなんですけど、法規範上、処分とかということになると、基金条例に基づく不動産でなくても、議会に対しては町有財産と同じような法規範上の縛りがかかっているんですね。そういうことを総合的に判断したとき、いかがなものでしょうかと。

むしろ、今、駅周辺整備もやっている途上でございますし、今できている段階から北のほうに向かってどうなるのか。それから、神社前通りからもうちょっと通過したところまで現状の土地があるというように承知しておりますんで、その対応のためにもあえてこの状況でこの額を減額する必要があるのかなという、私は懸念を持っているんですよ。むしろ、やるとすれば、一定の中で整理ついた時点でそういう対応をするべきが妥当でないかなという思いをしているんですよ、それは法規上も含めて。

したがって、冒頭に聞いた質疑の中では、第2条の総額そのものが資産に関係なく、今のよう改正するということの意味合いについてはわかるけども、法規範上の手続行為についてはちょっと理解ができない面もあるんですよ。2億1,000万を1億7,000万にするんだから総額をかえるんだと、そのための一部改正だと、その意味ではわかりますよ。だけど、基金条例の持つ一定のことからいくと、こういうことでよろしいのかなという懸念があるんですよ。いかがでしょうかね。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 申し上げます。

高橋議員には言わずもがなでございますようが、土地開発基金の条例のあり方というの

は、いわゆる先行取得で、町が事業をスムーズに進めるために必要な土地について先に取得しておくことが必要だという判断に基づけば、先行取得しておくという意味合いでの基金の設置の目的でございますから、これは公共用地取得に限られた基金ということになります。

ですので、銀河線の話に戻りますが、当時、駅前周辺の土地を買うということは、先行取得という名目を持って、足寄町としての事情で一般会計で取得するところと、基金で取得するところというふうに区分けをさせていただいて提案し、お認めをいただいてこういった結果になっているわけでございます。その結果、高橋議員にも従来から説明をさせていただいておりますけれども、もくろみが外れたというのは、銀河線から買った価格は、町界から町界までの細長い土地を一括町が銀河線から買い取るということに対しての土地の評価の手法として、また一斉に1市6町がまとまって銀河線の財産を処理するという中で、評価等入れながら、時価よりも安い価格で各市・町が取得したという状況になってございますが、事業を起すための先行取得でございますから、当然、銀河線からやるときにおいては、これから道の駅として整備しながら、銀河周辺をかえていくという計画が当時はありました。

そういったことで、補助事業等で先行取得した用地も、取得した用地代金として認めていただけるということもありましたので、また、そこに私どもがもくろんだというのは、適正な土地の評価で、実際の売買実例でやれば、それなりの私のほうの土地取得のお金としても少し財源的に浮くのではないかとということがございましたけれども、結果として、代金的には銀河線用地から取得した代金は補助対象ですよという結果になりましたので、代金上の問題についてはそのもくろみから外れたということでございます。

先行取得した意味合いからいきますれば、すべてが単費で買い戻しじゃございませんの

で、補助対象としてこれから補正予算で審議いただきますけれども、補助事業で入手できる土地、それから一般単独で取得しなければならない土地という色分けはされていますけれども、先行取得したという意味合いの中でいけば、補助事業で購入できる面積というのが1万5,000平米程度出てございます。

そういったことで、全く目的が達しなかったのかといえ、それはそれなりに補助金も入ってくるような形の中で、額は低いですが、先行取得という意味合いは達成できているのかなという気はしてございます。

今この時点で、なぜなんだと言われることとございますけれども、銀河線用地は非常に変則な用地体系になっておりまして、地番も広く長くとられてたりということがあって、今回基金で持っている土地につきましても、南側につきましては1筆の土地の筆界ということで、沼田新聞店の裏側あたりから銀河ホールの裏をずっと鉄路をたどって、北側は岡崎さんの踏切までという区間は基金で持っていたというような状況でございますので、そういったところで、今回整理というのは、まちづくり交付金事業ですとか、それからもろもろ銀河ホール等が整備をされていくというところの段階で、そういった土地についても補助事業等々を導入しながら解決していけるという段になりまして、基金から一般会計に土地を買い戻す予算を計上させていただくと。

それから、一般会計で買い戻す関係で、今言いましたように、南の沼田新聞店のほうまで行きますと、基金財産でいきますといつまでも処分ができない状況になりますから、農協裏の駐車場とかいろんな関連もございまして、一般会計で買い戻しをして普通財産の扱いにして、測量をきちっとして道路をつけて、不要な土地については処分できるものは処分していくといったような計画で進む観点から、今回、基金の財産すべてを一般会計で買い戻す手続をとらせていただいくというふうなことにいたしました。

銀河線もろもろ、そういった事情での基金を活用しての財産取得でありましたので、この際、ふるさと銀河線にかかわるお金に関しては、基金として保有していても、またさらに大きな先行取得という目的からいって、保有していなくてもいいのではないかという判断で、圧縮して一般会計に繰り入れると。ですから、言葉は悪いですけども、お金的には行って来いで何物も生じないわけでございますけれども、そういったことで、基金側としても整理をしていきたいなと思っております。

1,100万の現金を持っていて、何なんだと言われればそれまででございますけれども、現状、総合計画等いろいろとやっている中におきましても、公共用地を先行取得して温存しておかなければ、公共事業がスムーズにいかないというような事象等も今のところないという判断のもとで、土地開発基金については現状の圧縮をかけ、改正をお願いいたします1億7,812万8,000円の中、これは庁舎敷地の資産もありますけれども、現金とすれば、圧縮かけた後で1,165万程度になりますが、そういった現金保有で圧縮した基金保有としていきたいということでございます。

土地開発基金の性質が、最初に戻りますけれども、公共事業をスムーズにさせるための先行取得という目的からいくと、基金として本当にその1,100万は必要か必要でないかと言われれば、何とも申し上げようもございませんけれども、現状では総合計画上でも事業の執行上ないのではないかという考えでありますので、銀河線のような大きな問題が生じて急遽取得というようなことになれば、それは大きな公共事業のやり方、手法で、また基金をということもあるかと思っておりますけれども、今の通常の行政運営の中で先行取得しておかなければならない土地というのは思いつかないというのが現状でございますので、御理解いただきたいなと思っております。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 銀河線の関係の一般会計あるいは土地開発基金、もろもろの取得上の位置づけについては、これは当然理解の範疇内ですから。

本来は、土地開発基金の資産というのは実例売価で処分するというのが原則なんですよ。それも相手のあることで、たまたま取得状況を踏まえた中で、上部官庁との兼ね合いの中、これは了とせざるを得ないと思っているんですよ。私は、そのことを云々なんて議論を展開するつもりは毛頭ないんですね。

ただ、申し上げたいのは、現状からすれば、当初の基金条例を制定した状況と今は全く違うでしょうと。そういうことからいけば、あつてしかるべきのようなあり方があるんでないでしょうかということの疑問を呈しているわけですよ。

それと同時に、もう一点は、資産の現金1,100万のほとんどを占める分の役場庁舎用地、これはどういう形でいくのか、全く未定なのか、現段階でどうなっているのか。私は、そういうことを踏まえた中で、この基金条例の存否についても、あつてしかるべき行政の試算数があるんじゃないかなという思いを申し上げているわけです。

それともう一点、細かいことで恐縮なんですけど、先ほどの現金・定期預金等の関係で、私はあくまでも公になっている監査委員の調書しか見ておりませんし、基金資産台帳なんか目を通しておりませんので、ちょっと符合しない点があるもんですから、その辺は本当にささいなことでも恐縮なんですけど、公金という原点に立ち返ったときにその辺もちょっと正確を期してお示ししていただきたいなと。

そして、総務課長が基金台帳を管理する職責に基金条例上なっておりますけれども、総務課長、お聞きになってはいますか、耳も聞いてはいますか、お話を終わってからもう一回聞きますが、いいですか。総務課長が管理することになってはいますが、監査委員の4月末の私が示している調書、議会にも配付されている調書がそうなっているもんですから、総務課長

がお話しすることの数値が符合いたしませんので、その辺はどういうことで符合されていないのか。その理由も、公金なるがゆえにひとつお示しいただきたいなど。細部で恐縮です。

それから、大綱的には理事者のほうから、先ほど申し上げました基金条例の存否も含めて、今後の見通しについて。

それともう一つは、私の手元では1,155万9,345円ですけれども、いずれにしてもこのことが先に向けて必要性があるということですけども、本来、この基金状況は、基金条例の中で足寄町が行財政運営で幾らでも使えることになっているんですよ、運用できることになっているわけですから。私は、そういう観点からいくと、もうちょっと何かあるのかなと。

ただ、私が一番疑問を呈しているのは、総額2億1,000万強が1億7,000万にと、第2条で総額提示してありますよと、そして改正して今度出すよと。補正予算でという話をされていますけど、総務費の款には財産購入なんていう、歳出で基金の中で二十数万出ていますけど。

先ほどの総務課長の言葉をかりれば行って来いと言うんだね。要するに、いいもんだよという意味だね。行って来いというのは明治の人しか余り使わないけど、今の平成の方でもやっぱり使うんですね。イーブンであることは間違いないんですけども。その辺も含めてひとつ御答弁方お願いしたいと存じます。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時03分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

私のほうからさきにお答えをいたしました現金の21年度末現在高といたしますのは、

1,155万9,354円と申し上げまして、これが基金3月末の決算額でございます、監査委員さんから議長さんのほうに行った諸般の報告等の中の基金の保有状況等の額と一致するというので、御理解をいただきたいと思えます。

なお、答弁の中で、私が1,165万5,000円程度の現金になると申し上げましたのは、この補正予算で土地を買い戻して、基金が圧縮した後の現金保有として、利息等を加味した中で1,165万5,000円程度の現金保有になるということですので、御理解をいただきたいと思えます。

あとの基金の残の土地資産の部分等々につきましては、町長のほうから答弁させていただきます。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

一つは、現在、土地で保有している庁舎用地のこの先の方針といたしますが、そこら辺の方針がどうなっているのかというお尋ねと、もう一つは、この土地開発基金自体を残すべきなのかどうかということも含めての判断時期ではないのかということだというふうに思います。その2点につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、庁舎用地の関係でありますけども、当初、保健センター構想もございまして、今現在、舗装でなく砂利になっている。駐車場用地ということで活用させていただいておりますけれども、一つには、ここのところを、最終的にはなるべく早く意思決定をしなくちゃいかんだろうというふうに認識しております。率直に申し上げまして、現状では、新たにまた保健センターということにはならないなというふうに私は思っているところであります。そういう意味では、正式に、早急に内部協議もしながら、今後も駐車場用地以外に活用の道がないということであるとすれば、舗装工事も含めて整備をしていきたい

と。その意思決定がされた時点では、当然、一般会計での買い戻し。先ほど課長がお答えしたとおり、お金の行ったり来たりというようなことにはなりませんけども、その時点で、庁舎用地として基金で抱えている用地については整理をかけていきたいなというふうに思っております。

それから、そもそも基金が果たしてきた役割、今の時代背景からいっていかがなものかということですが、私の記憶では、たしか昭和46年ですから私が役場にお世話になって2年目のときだったというふうに思います。私の記憶では、間違っているかもしれませんが、たしか1,200万からスタートしたのではないかなという記憶をしております。そういう意味では、土地で持っていたりとかということで、今現在の現金の残高も1,100万強ということですから、1,200万とさほど差がないのかなと。だから、そういう意味では、土地との絡みもありまして、基金を現金で持つのと土地・財産で持っているものということも、その都度決算等々で議会にも報告させていただいているということで、ここずっと、30年以上にわたって経過をしてきているのかなと、そんな思いをしております。

また一方、先ほど議員のお話がございました公有地拡大に関する法律等々もできまして、また宅地開発だとかいろんなことが我が町でもございました。そういう中であって、土地開発公社の設立もし、そこで大部分のものといいますか、開発の目的といいますか、土地利用の目的が特に決まっているものについては公社のほうで買って、そしてまた時期が来れば一般会計で買い戻し的なことでずっと対応してきた時期もございました。しかし、これについては、もう土地の値段が上がるどころか下降ぎみになっているということで、数年前に議会の御理解もいただいて、開発公社については解散をさせていただいたということでございます。

そこで、本論の土地開発基金自体もどうな

のかということですが、これも今時点ではまだ方針は決まっておりませんが、今回の議員の御質問といたしますが、問題提起も踏まえながら、この基金のあり方はどうなのかというのは、また内部で協議をさせてもらいたいなど。

率直に言わせていただきますと、今現在想定しているということではございませんけども、目的が決まっていなくても、やはり将来このところは何らかの形で取得しておくのほうの方がベターでないのかということも、ひょっとしたら出てくる可能性もあるのかなと。そういう意味では、これはまさしく執行者側としては、とらえ方によっては都合のいいということになるかもしれませんが、そういう意味では、この基金の存在というのは、ある意味使いやすいといたしますか、使い勝手がいいといたしますか、それも事実だなというのもあるというふうに認識していますから、その点も含めて内部で協議をしながら、また方針が決まり次第、議会のほうにも相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、きょうの時点ではそういうことで御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第64号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第64号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第65号

議長(吉田敏男君) 日程第20 議案第65号足寄町介護サービス事業特別会計条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長堀井昭治君。

福祉課長(堀井昭治君) ただいま議題となりました議案第65号足寄町介護サービス事業特別会計条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明いたします。

この条例につきましては、平成12年介護保険法の施行に伴い、平成14年度から介護サービス事業となる足寄町特別養護老人ホーム及び在宅老人デイサービスセンターの両事業を一般会計より分離し、介護サービス事業特別会計として実施しておりました。平成21年4月から、在宅老人デイサービスセンター事業を社会福祉協議会に委譲することに伴い、平成20年第4回定例会において、足寄町在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例を御提案申し上げ、廃止をしたところでございます。

今般、足寄町介護サービス事業特別会計条例において、「在宅老人デイサービスセンター」の字句を削除する条例の一部改正を行うことを失念していたことから、それが判明したことから、本定例会において条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、改正の内容について御説明いたします。

足寄町介護サービス事業特別会計条例の一部を改正する条例。

足寄町介護サービス事業特別会計条例(平成13年条例第33号)の一部を次のように

改正する。第2条中「及び在宅老人デイサービスセンター」を削る。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

右ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いしたいと思います。

事務手続上遺漏がありましたことについて深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。今後におきましては、同様の誤りが発生することのないように十分留意していく所存でございますので、お願いしたいと思います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第65号足寄町介護サービス事業特別会計条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第65号足寄町介護サービス事業特別会計条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第66号

議長(吉田敏男君) 日程第21 議案第66号足寄町国民健康保険条例の一部を改正

する条例についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長櫻井光雄君。

住民課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第66号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、改正の理由でありますけれども、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部を改正する法律が平成22年5月19日に公布されまして、本条例におきまして引用しておりました条項が1条繰り上げる改正がなされたことによりまして、改正するものでございます。

改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書28ページになります。足寄町国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を改正する条例。第7条第1項中、72条の5を72条の4に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案の説明とさせていただきます。

なお、右側に新旧対照表を載せておりますので、御参照願います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第66号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決しま

す。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第66号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号

議長（吉田敏男君） 日程第22 意見書案第2号2011年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

3番 島田政典君。

3番（島田政典君） 2011年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書。

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国どの地域においても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられております。

この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方を縛る制度ではありません。既に30人学級などの定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されております。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響と厳しい地方財政などから、教材費や図書費、学校施設など教育条件の地域間格差が広がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者の層の拡大・固定化が進んでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、受ける教育に格差があってはなりません。ひとしく教育が受けられ、地方の教育水準の低下をもたらすことのないよう下記項目について強く要望いたします。

一つ、教育の自治体間格差を生じさせないため、また、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。また、交付金化や一般財源化を行わないこと。

二つ、憲法・教育基本法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担をなくし、また、学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充を図ること。

3、30人以下学級を早期に実現すること。また、教員定数改善計画の実現と学校教育法第37条第3項を削除し、学校教育法に規定する教職員の全校配置とあわせて、ゆとりある教職員配置を実現すること。

以上、提案申し上げます。どうか御理解の上、採択いただきますようお願いを申し上げます、終わります。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第2号2011年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま

す。

したがって、意見書案第2号2011年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

意見書案第3号

議長（吉田敏男君） 日程第23 意見書案第3号「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ただいま議題となりました意見書案第3号、朗読をもって提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書。

北海道教育委員会は、少子化に伴う中学校卒業生の減少から、平成18年、新たな高等教育に関する指針を策定し、公立高等学校配置計画によって学校再編を進めている。指針は、1学年4から8学級を望ましい学校規模とし、2学級以下については、離島や通学困難地域等の特殊な事情以外は再編整備するというものです。

一方、高校への進学率が98%に達し、既に義務教育化している中で、国は、公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度を制定し、保護者の高等教育に係る経費の負担軽減を図ったところでございます。

さらに、国は、都市と農山漁村の交流事業、地方再生や活性化など、都市と地方の格差を是正し、均衡のとれた国土発展を目指した政策や地域主催などについても、積極的に推し進めようとしております。

北海道教育委員会が示した公立高等学校配置計画の1学年4学級以上を望ましい学校規模とする方針は、高校教育を都市部へ一極集中を促進し、実質的に地方の高等教育を排除することにほかならないと考えます。

これまで、小規模高校を抱える自治体では、地域の学校として物心両面にわたって支援し、小規模校の特性を生かして一人一人の能力を最大限に伸ばす教育を行い、大きな成果を上げてきております。残念ながら、現行の公立高等学校配置計画等については、都市と地方の教育格差を一層助長するものであり、地方を元気にという、将来の国のあり方に逆行し、地方の教育環境の悪化と地域の過疎化に拍車をかけるものでもあります。

このことから、新たな高校教育に関する指針及び公立高等学校配置計画の抜本的な見直しを要請するものでございます。

一つ、新たな高校教育に関する指針及び公立高等学校配置計画を抜本的に見直しすること。

二つ、当面は特例二間口校を復活させること。

3、高等学校の教育水準を引き上げるため、小規模校(2学級以下)に30人学級を早期に実現し、あわせて小規模公立高等学校の教職員定数の改善を行うこと。

以上で、意見書の提出を終わらせていただきます。御賛同のほどをお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第3号「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書の件を採決します。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号「新たな高校教育に関する指針」及び「公立高等学校配置計画」の抜本的見直しを求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第4号

議長(吉田敏男君) 日程第24 意見書案第4号持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

10番(谷口二郎君) 意見書案第4号について提案をさせていただきます。

持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書。

北海道・十勝の畑作農業は、麦類、豆類、てん菜、パレイショなど土地利用型作物を基本に、機械化一貫体系による合理的な輪作方式のもとで大規模な経営を行っています。

また、てん菜、でん粉原料用パレイショなどを初めとする北海道の畑作物は、加工原料作物として、地域の製糖工場及びでん粉工場などと密接な関係の中で、地域経済・社会を支える重要な役割を果たしています。

しかしながら、19年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策は、制度設計の不備などから所得減少と生産意欲の減退を招いています。特に対象作物は、生産拡大や品質向上に結びつかない仕組みのため、所得増大が図られない状況となっています。

また、てん菜は、平年作ベースで産糖実績

70万トンが見込まれる中で、政策支援数量となる交付金対象数量に上限64万トンが設定されていることから、生産者の作付意欲を失わせています。このため、野菜など他作物へ作付転換が進み、これ以上作付転換が進むと畑作農業における適正な輪作体系が崩壊するおそれがあります。

こうしたもとで、新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、10年後に食料自給率を50%まで引き上げる政策目標を掲げていますが、北海道畑作農業の生産力が十分に発揮されるか、不透明な状態にあります。また、期待される23年度からの畑作物への戸別所得補償制度導入についても、どのような制度設計が行われるか、重大な関心を払っています。

については、持続可能な北海道畑作農業の確立に向けて、生産現場の意見を十分に踏まえ、万全な政策が講じられるよう、下記事項について強く要望するものであります。

第1に、輪作を基本とした北海道畑作農業の潜在生産力の最大限発揮についてであります。

新たな食料・農業・農村基本計画の具体化に当たり、食糧自給率の向上と多面的機能の維持、6次産業化に向けて、北海道における畑作農業の潜在生産力を最大限に発揮できるよう、総合的な生産振興及び経営安定政策を講ずること。

その1として、基本計画に基づいて作付された畑作物については、生産者努力が報われるような多様な用途・需要に応じた万全な販路確保対策や地場産業（製糖工場、でん粉工場など）の振興対策を講じるなど、円滑かつ確実に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。

その2として、麦類、豆類、てん菜、パレイショなど土地利用型作物を基本に、適正な輪作体系の維持による持続可能な畑作農業を実現するために必要な総合的畑作物戸別所得補償制度を講ずること。

第2に、畑作物の総合的な戸別所得補償制

度の創設についてであります。

1に、無償で提供されている国土・環境の保全など畑地が持つ多面的機能に対し、耕作するすべての農地にその対価を直接支払う制度・農地面積支払いを創設すること。

二つに、畑作物の所得補償制度として、生産現場の実態に即した適正な販売価格・農家手取り価格水準と生産費用・家族労働費の評価がえなど生産コスト適正化との差額を補填する直接支払い・作物別数量支払いを行うこと。

また、生産者の努力が報われるよう自給率向上や良品生産などに対する加算措置を講ずること。

3に、現行の土地利用型作物を基本とする畑作農業に新たな戦略的作物を導入して輪作年数を伸ばすなど、地域の土地条件に即した適正な輪作体系を確立するための支援策を創設すること。

四つに、減肥・減農薬栽培や耕畜連携による完熟堆肥投入など自然循環型畑作農業に対して直接支払い制度を創設すること。

第3に、農村振興政策の確立についてでございます。

1に、地域資源の保全、就業機会の拡大など、市町村が自主・自立の地域農政が行える支援策・交付金制度を講ずること。

二つに、中山間地域等直接支払い制度については、条件不利地政策として恒久化する措置を講ずること。あわせて、対象要件及び交付単価等の見直しを図り、地勢・気象・土地条件など農業生産における条件不利を補正、対象農業者に直接全額交付する仕組みとすること。

第4に、十分な国庫財源の確保についてであります。

一つに、持続可能な畑作農業の確立に向け、国の責任として必要かつ十分な国庫財源の安定的な確保を図ること。

以上について、提案の理由を申し上げます。よろしく御審議をいただき、御賛同いただくようお願い申し上げます、提案とさせてい

ただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 記のところの2、畑作物の総合的な個別所得補償制度の創設について。これはよくわからないんですけど、要するに、無償で提供されている国土環境の保全など、畑地が持つ多目的機能に対し耕作するすべての農地にその対価を直接支払う制度とは、どういうことなんですか。要するに、冷害やなんかで畑作物がないときでもちゃんと保障するよということをやってほしいということですか、それともまた別なことですか。

議長（吉田敏男君） 10番、答弁。

10番（谷口二郎君） 今のことに対して御説明を申し上げます。

2の1の関係ですよ。これは、今問われたようなことではなくて、国土環境の面から考えて、水田もそうですけども、特に畑作の持つ多面的機能、いわゆる土地を耕作して作物をつくるという。これは、自然環境に対して大きく作用しているということですよ。

水田をつくるということも、同じように畑作も、そこで生産活動されていることによって、地球環境の保全だとかそういうことに寄与しているということですね。だから、畑作地帯が持つ多面的機能というのはそういう意味でありまして、作物を生産されているだけではなくて、環境にも大きく影響しているんですという、人間が生存するのに環境が最も大事ですから、そういうことに作用しているんですと。

そうすると、個別補償制度の中でも、そういう機能をしているということですから、畑作をしている面積対象にその補償制度も組み入れていくべきではないかと、こういうことをここで農地面積で支払えという表現で要求していると、こういうことでございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第4号持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

意見書案第5号

議長（吉田敏男君） 日程第25 意見書案第5号北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ただいま議題となりました意見書案第5号、先ほど同様、朗読をこれからして、提案をさせていただきたいと思えます。

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書。

我が国農業をめぐる情勢は、WTOや日豪EPAなど国際農業交渉が進む中で、担い手の減少や高齢化の進行など厳しさを増しております。加えて、農産物価格の下落や生産資材価格の高騰など農業者の努力だけでは解決できない課題に直面しております。

こうした中で、国においては、平成22年度における農業生産基盤整備事業等の予算額を、交付金化の方向を取り入れながらも大幅

に削減しており、昨年の令湿害を受け、新規地区として基盤整備事業を計画していた地域の農業者からは、営農計画に支障が出るのではなど不安の声が上がっていると同時に、農産物の高付加価値化に対応した生産・流通システムに係る施設整備を計画していた地域では、計画的な作付拡大も含め、多くの課題に直面しております。

北海道の農業・農村は、これまで意欲ある専門的な担い手の育成を初め、農地・水等の資源の保全や農産物の効率的・安定的な供給に必要な生産・流通システムの整備、さらには産地形成や付加価値向上に積極的に取り組んできたところであり、この結果、規模の大きな土地利用型の農業が展開されており、今後とも我が国の食料生産基地としての責任を果たすためには、農業・農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要であります。

よって、国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農ができるとともに、地域の個性を生かした多様な農業を展開できる実効ある施策が実現されるよう、次の事項について要望いたします。

一つ、食料供給力の確保を図るためには、農地や農業水利施設の持つ機能を適正に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設及び草地基盤の整備を継続的に実施することが不可欠であることから、地域において計画されていた事業が実施できるよう、農業・農村整備事業の必要な予算の確保を図ること。

二つ目として、生産基盤整備の効率的・効果的な促進を図るため、事業制度の弾力的な運用などによるコストの縮減や、地域の創意工夫を生かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討するとともに、地元負担の軽減について配慮すること。

三番目といたしまして、食料自給率向上や消費者・実需者のニーズに対応した農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立

するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など、地域が計画していた施設整備のための必要な予算の確保を図ること。

以上、意見書を提出を提出させていただきました。御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第5号北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書の件を採決します。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月16日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまです。

午後 2時49分 散会

